

福島県在宅歯科医療連携室：訪問歯科診療Q&A

平成 22 年 11 月より福島県歯科医師会に在宅歯科医療連携室が、福島県内の在宅（訪問）歯科医療を促進し、医科や介護等の他分野との連携を図るために設置されました。厚生労働省の予算をもとにした県の委託事業ですが、東北では岩手・青森・福島の 3 県が、この事業に着手しています。

この在宅歯科医療連携室が窓口になり、患者さんと歯科医院の仲立ちをいたします。寝たきりなどで通院できない方、病気やけがの治療・リハビリなどにより入院されている方、介護施設に入所されている方で歯科治療を希望される場合は、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。お近くの歯科医院をご紹介いたします。ご遠慮なくご利用ください。

福島県歯科医師会の受け入れ体制について

- Q 1. 広範囲に僻地にも住宅が点在していますが、対応は可能ですか？
- Q 2. 在宅歯科医療連携室でカバーするのが県内全域となると、地理的なことなど把握できますか？
- Q 3. 県内の歯科医院中、訪問歯科診療対応医院の割合はどれくらいですか？
- Q 4. 入院時に往診を依頼し、その後退院した場合に歯科医院の方で紹介するような連携体制は取られていますか？
- Q 5. 特殊な疾患に罹患している方、遠方からの入院患者など、歯科医師が変わった場合不安があると思います。歯科医師によって方針にばらつきがあることも予想されますが、それに対してどのように対応しますか？

【回 答】

- A. 福島県歯科医師会の受入体制について、多くのご質問をいただきました。ホームページに県内の訪問歯科診療が可能な歯科医院名と連絡先が掲載しております。現在福島県歯科医師会の会員の 40% 前後がこの事業に登録しています。
- A. 特に会津地区、並びに、今回の大震災・原発被災を受けました相双地区も可能な限り、地域歯科医師会の協力を得ながら、訪問歯科診療を進めてまいります。また、診療内容など不明・不安なところがありましたら、まずは在宅歯科医療連携室にご連絡いただければ、こちらで調整して歯科医院をご紹介いたします。
- A. このリストは、平成 23 年度のものですが、順次、リスト内容を更新してまいります。

病院・施設等への働きかけについて

- Q 6. 訪問看護など在宅医療の分野へのアナウンスをしていますか？
Q 7. 保健師への周知は行われていますか？

【回 答】

- A. ご承知のように、在宅歯科医療連携室では各関連病院・施設・行政等に働きかけをしてまいりました。今後も同様にご協力をいただくため、病院、施設等への説明、連絡を続けていく予定です。

訪問歯科診療の窓口について

- Q 8. これまで訪問歯科診療の相談があった場合、保健センターなどにつないで対応してもらっていましたが、今後は窓口が一本化したと解釈し、在宅歯科医療連携室に連絡すればよいですか？
Q 9. 訪問歯科診療の依頼は、必ず在宅歯科医療連携室を通す必要がありますか？
Q 10. 今まで近隣の歯科医院へ直接訪問歯科診療の依頼を行っていたが、今後は在宅歯科医療連携室へ連絡してから紹介を受けるようになりますか？

【回 答】

- A. 訪問歯科診療を、希望される場合、今まで通り直接かかりつけの歯科医院へ依頼頼されても結構です。また、各地域歯科医師会や保健センターなどに窓口を設けているところもありますが、その場合も今まで通りの方法で大丈夫です。
A. 今回設置された在宅歯科医療連携室も、窓口になっております。在宅歯科医療連携室は県内全域をカバーしておりますので、既存の窓口をご利用したことがない方、入院・入所先から遠方に退院・退所される方など、不安がある場合また、今までの依頼方法でお困りの方は当連携室にお気軽にご連絡ください。

在宅歯科医療連携室への申込方法等について

- Q 11. 病院連携室から在宅歯科医療連携室への訪問歯科診療の依頼をする際に、本人又は家族などから、個人情報を伝えることについての承諾が必要なのではないでしょうか。受付書を簡便なものにして家族に記入してもらいファックス等で送るようとするか、受付書と代理人承諾の用紙がワンセットになっている様式だとよ

いと思 いますが？

- Q12. 受付書はファックスで在宅歯科医療連携室に送るようになるのですか？
- Q13. 家庭の事情など様々な問題が発生することがあります。それらの状況を考えると、受付書の記載に家庭の事情や主治医の承諾などの項目が抜けているのではないか？
- Q14. 訪問歯科診療を依頼するに当たり相談料などは発生しますか？
- Q15. 訪問歯科診療を行う日時のアポイントの調整も在宅歯科医療連携室でしてもらえますか？
- Q16. 入院している患者にかかりつけ歯科医院がある場合、訪問歯科診療を依頼する歯科医院を指定することはできますか？
- Q17. かかりつけの歯科医院があり、治療を中断してしまい時間が空いてしまった場合も、問い合わせてよいですか？
- Q18. 入院中の患者、または入院予定の患者で歯科治療が途中になってしまったなどという方がいる場合も在宅歯科医療連携室に連絡すればよいですか？
- Q19. かかりつけ歯科医院から訪問歯科診療を行う歯科医院への連絡や申し送りはしてもらえますか？

【回 答】

- A. 在宅歯科医療連携室のご利用について、いくつかご質問をいただいております。
申込方法、訪問歯科医院のご紹介のほか、在宅歯科医療連携室で対応できることについてご説明します。
- A. まず、在宅歯科医療連携室へのご相談は無料です。そして入院、入所されている方の病院、施設の承諾をまず得てからとなります。
在宅歯科医療連携室には、受付書が用意されており受付は電話連絡でも可能ですが、病院、施設の方々よりFAXでの申し込みの方が便利だということで現在は電話、FAXどちらでも可能です。その場合、福島県歯科医師会のホームページより申込用紙はダウンロード出来ます。ただ、個人の方は電話の方が便利かもしれません。FAXでの申し込みの場合、在宅歯科医療連携室より当日、若しくは翌日までに確認の連絡をさせて頂きます。万が一FAXで申し込みを行っても翌々日までに在宅歯科医療連携室より連絡が無かった場合、確認の連絡をお願いします。患者さんの個人情報についてですが、FAXの申し込み用紙には本人、若しくは代理人（続柄明記）の署名欄があるので、患者さんの了解の基でという事になるので問題はないと考えています。

A. 電話または、FAX でご依頼があると、在宅歯科医療連携室で歯科医院を紹介する形となります。その際、かかりつけ歯科医院など希望を優先し調整いたします。また、必要な連絡・申し送り事項があれば、ご連絡いたします。

A. 訪問歯科診療を行う日時の調整まで、在宅歯科医療連携室でしてくれるのかというご質問ですが、在宅歯科医療連携室では、アポイントの調整はいたしません。紹介歯科医院との診療日の日程、時間調整は、患者さんまたは家族・担当者の方が行うことになります。

訪問歯科医院の紹介以外の、在宅歯科医療連携室の業務について

Q20. 摂食・嚥下機能に関する診断・評価を依頼することは可能ですか？

Q21. 事業所内で利用者を集めて口腔ケア指導を行う際、指導者の紹介も行いますか？

Q22. 口腔ケア等での相談・飲み込みなどに関する指導もできますか？

Q23. 歯科衛生士の事前訪問などは行っていますか？

Q24. 歯科のことで相談したいことがあれば連絡してよいですか？

Q25. 介護予防教室への歯科衛生士の派遣は出来ますか？

Q26. 歯科治療に消極的な利用者に対して、治療の勧め等はしてもらえますか？

Q27. 訪問歯科診療において、抜歯などで事故が発生した場合、補償に関しての考えはありますか？

【回 答】

A. 口腔ケア教室・介護予防教室などへの講師派遣については、地域歯科医師会・関係団体と連携を図りながら、対応・ご紹介させていただきます。

A. 摂食・嚥下に関しての相談があった場合、地域によっては難しい場合もありますが対応可能な歯科医師を紹介したいと思います。

A. 歯科衛生士の事前派遣については、依頼を受けた歯科医院から事前に歯科衛生士が訪問することがありますが、在宅歯科医療連携室からの派遣は行っていません。

A. 歯科治療はご本人又はご家族の承諾があった場合のみ依頼を受けておりませんので、治療の喚起・勧めは行いません。尚、訪問歯科診療における事故に対しては歯科医師賠償保険がありますので対応いたします。

訪問歯科診療の利用対象等について

- Q28. 自宅に歯科医師の先生が来てくれて治療を行ってもらえるのですか？
- Q29. 老人ホーム入所中の方も対象になりますか？
- Q30. 病院に入院中の方も依頼できますか？
- Q31. 訪問歯科診療に関して年齢の制限はありますか？
- Q32. 小児への対応も可能ですか？
- Q33. 要支援1の方で、一人での通院は困難な方でも依頼できますか？
- Q34. 主に動ける方からの相談が多いが、町内の歯科医院がバリアフリーでない医院もあるため、車椅子等で通院が難しい方もいます。状況に応じて対応してもらえますか？
- Q35. 身体的に通院が困難というわけではなく、地理的に交通が不便であるとか、物理的に通院が困難な方もいますが、そういう方には対応できますか？

【回 答】

- A. 歯科医師が訪問して治療にあたります。訪問歯科診療を行う場合、保険の基準に照らして通院困難な方に限られるという規定があります。年齢の制限はありません。在宅での診療を希望される方、病院・施設等で希望される方が対象となります。ただし、病院・施設では予め診療の承諾は必要となります。
- A. Q33、34、35のようなケースは判断が難しい場合もありますので、具体的な状況をもう少し伺うことが必要となりますので、ご相談ください。

- Q36. 施設にデイサービスで訪れる方が訪問歯科診療を依頼することは可能ですか？
- Q37. 口腔ケアのみでも訪問してもらえますか？
- Q38. 訪問歯科診療を行う時間帯は、歯科医院の外来の診療時間によっても限られますか？
- Q39. 初診日から訪問可能ですか？

【回 答】

- A. デイサービス利用中の方は、訪問歯科診療は受けられません。歯科衛生士による口腔ケアは可能ですが、歯科医師の診断を基に行われますので、初めに歯科医師による診察が必要になります。
- A. 各歯科医院の診療体制により異なりますが、お昼から2時頃が多いのではないかと思われます。また、初診時からの訪問も可能です。

治療費等について

- Q40. 医療保険が適応になるのですか？
- Q41. 訪問歯科診療料として1割負担の場合約1000円となっているが、3割負担の場合、訪問歯科診療料だけで3000円の負担になってしまうのですか？

【回 答】

- A. 基本的に医療保険が適応できます。通常の自己負担と同様の取り扱いとなります。
- A. 1割負担の方の場合をお示しします。
*歯科訪問診療としては、往診1回ごとに約1000円
*歯科処置は、通常の歯科外来を受診した場合の費用と概ね同じ程度となります。
例) 入れ歯の修理の場合、概ね1000円程度
入れ歯の新製の場合、1床当たり概ね3~4000円程度
料金、治療期間などについては、お口の状態や希望内容によって異なりますので、ご不安な点は、お伺いする歯科医師に遠慮なくご相談下さい。
- A. 3割負担ですと、訪問診療料、処置は、ご指摘の通り3倍となります。

- Q42. 交通費はかかるのですか？
- Q43. 交通費について、実費請求の場合有りとありますが、どうになりますか？
- Q44. 交通費について、予めどのくらいかかるのかを問い合わせることは可能ですか？

【回 答】

- A. 治療費とは、別にご負担いただく場合があります。訪問歯科診療の担当の先生と診療時間の予約を取る時、問い合わせることも可能です。
- Q45. 治療費に関して、支払いはどのようにすればよいですか？
- Q46. 入院患者に対しての治療費の請求に関してはどうになりますか？

【回 答】

- A. 歯科医院によって異なりますが、その場でお支払いいただくこともありますし、後日、家族の方等が歯科医院を訪れ支払うこともあります。
- A. 病院の会計を通す必要はありません。歯科医院から患者さんへの直接請求になります。

歯科治療等について

- Q47. どの程度までの治療が出来ますか？
- Q48. 義歯の型取りは可能ですか？
- Q49. 義歯が合わない、咀嚼ができない等の依頼が多くなると思うが、対応は可能ですか？
- Q50. 歯科医院と言えばレントゲン撮影という印象があるが、訪問歯科診療ではレントゲン撮影は行いますか？
- Q51. 歯科医師が来るのですか、歯科衛生士が来るのですか？
- Q52. 指導も往診とセットになっているのですか？
- Q53. 口腔外科で診療可能な歯科医師はいますか？

【回 答】

- A. 機材の関係上限られた中での処置にとどまる場合もございますが、お口の中を健康にするために出来る限りの治療をさせていただきます。
- A. 訪問歯科診療の場合、義歯に関する主訴が多数占めておりますので、ほとんどのことで可能かと思います。
- A. ポータブルX線装置を所有している歯科医院が少ないため、レントゲン撮影は行わないことが多いです。ただし、義歯に関する訴えが多く、レントゲン装置がなくとも処置が可能な場合が殆どです。
- A. 歯科医師単独または歯科衛生士帯同でお伺いします。口腔ケアを希望する場合でも、初めは歯科医師による診断が必要となります。処置はもちろん歯科医師が行います。
- A. 指導等が必要と診断された場合、本人・家族等の方への説明の上に行われますので、必ず算定されるもではありません。
- A. 普通抜歯の場合、病院との連携で可能ですが、口腔外科に関しては外科手術になるので、訪問歯科診療とは別と考えていただきたいと思います。

- Q54. 病院から訪問歯科診療を依頼する際に、診療情報提供を行う必要はありますか？
- Q55. 服用薬など治療上確認しておくべきことがあるのではないかでしょうか？
- Q56. 院内で訪問歯科診療を行う場合、看護師も同席した方がよいですか？
- Q57. 6人部屋などの大部屋での治療でもよいですか？
- Q58. 付き添いはいた方がよいですか？

Q59. 「在宅歯科医療の流れ」にある、訪問歯科診療依頼前に病院からの承諾を得る
とあるが、在宅においても主治医の承諾が必要になりますか？

【回 答】

- A. 医科との連携は重要と考えております。患者さんの病状により歯科医師の判断で情報提供が必要と判断された場合は、診療情報の提供をお願いします。逆に、主治医の判断で歯科医師への情報提供が必要と判断される場合は、情報の提供を受けます。
- A. 院内での診療ではさまざま場面が想定されますので、看護師、付き添いの方の同席をいただきたいと思います。
- A. 大部屋での治療に関する質問ですが、カーテン等で遮断するなどの配慮をして治療を行います。
- A. 病院、施設から依頼された場合は当然病院若しくは主治医より承諾を得ていますが、個人で依頼される場合は主治医の了解を得ておいた方が良いでしょう。また、投薬の内容を含め薬剤師との連携は必要と考えています。

その他について

- Q60. 病院から他科の外部の病院に紹介し診療を行った場合、診療報酬点数が下がりますが、訪問歯科診療を依頼した際にはどうなりますか？
- Q61. 訪問歯科診療実施医療機関はすべて居宅サービス事業者の認定を受けている医療機関ということでよいですか。事業所番号などはあるのですか？
- Q62. 居宅療養管理指導を依頼した場合、ケアプラン作成時にサービス提供書を医院側に提供する必要がありますか？

【回 答】

- A. 歯科への訪問診療は患者さん個人の依頼となりますから、病院側の算定に係わってきません。減算の対象にはなりません。
- A. 歯科医院は居宅サービス事業者として認められています。居宅療養管理指導を歯科医院に依頼した際に、サービス提供書の提出の必要はありません。